

# 可視化の現在 立会いの未来

## 法制審議会答申の報告

～司法面接的手法による聴取結果に新たな伝聞例外規定を新設しようとする法案について～

取調べの可視化・弁護士立会大阪本部 委員 高山 巖

### 1 ● 性犯罪に関する法改正要綱の答申

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会では、2021年10月から司法面接的手法で行われた性犯罪被害者等の取調べの録画記録媒体に特別の証拠能力を付与するという論点について検討が続けられてきたが、2023年2月14日、証拠能力の特則を新設する内容を含む要綱案が法制審議会で賛成多数で採択され、同日、法務大臣に答申された。そこで、採択された要綱のうち、被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特則について、その内容を紹介する。<sup>※1</sup>

### 2 ● 特則の概要

#### (1) 対象者

性犯罪の被害者、児童福祉法、児童ポルノ規制法の被害者に加えて、「犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、公判準備又は公判期日において更に供述することで精神の平穏を著しく害されるおそれがあると認められる者」も含まれる内容となっている。

したがって、犯罪の内容、年齢を問わないことにならなく、被害者のみならず、たとえば目撃者であったとしても対象者に含まれることになる。

#### (2) 証拠能力を付与される証拠

対象者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法で記録した記録媒体（その供述がなされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びそ

の状況を記録したものに限る。）について、(3)の要件を満たす場合は、刑事訴訟法321条1項の規定にかかわらず、証拠とすることができる、とされた。

#### (3) 録音・録画記録媒体に証拠能力を付与するための要件

録音・録画記録媒体に証拠能力を付与するための要件は、対象者の供述が、①供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置、②供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置が特に採られた状況の下でされていると認める場合であって、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮して相当と認めるとき、とされた。

要綱では、部会での議論で必要性が指摘されていた聴取主体の限定や、措置の具体的な内容については定められることはなかった。

#### (4) 尋問機会の付与

録音・録画記録媒体を証拠採用して取り調べた場合は、その後に、訴訟間関係人に、供述者を証人として尋問する機会を与えなければならないとされた。なお、録音・録画記録媒体に記録された対象者の供述は、公判期日にされたものとみなされるとされ、刑事訴訟法295条1項前段が適用されることになるから、録音・録画記録媒体で供述している内容について、重複して尋問することは制限される可能性がある。

※1 採択された要綱は、法務省のHPで確認できる (<https://www.moj.go.jp/content/001391604.pdf>)。

### 3 ● 司法面接的手法による証拠能力付与の問題点

要綱の内容は、2022年10月に部会で示された事務局試案の内容と同一である。

事務局試案に対しては、部会において、刑事弁護の立場から参加している日弁連委員・幹事からも、対象が無限定であり、措置の内容が不明確であることについて強い批判がされた。裁判官委員からも、対象者が無限定に広がることについて、「部会での議論の言わば想定外・射程外なのではないか」との疑義が示された。さらに、証拠能力を認める場合を適切に限定しないと、裁判所が事実認定をする際に困難が生じるとの意見や、ビデオリンク方式による証人尋問調書の証拠能力を認めている刑事訴訟法321条の2との比較で、調書の一部である記録媒体に記録された供述は裁判官の面前で宣誓した上で聴取されたものと、捜査段階で一方当事者が録取した供述を記録したものととは状況が異なるとの指摘がされたほか、裁判所が「聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当」かどうかを適切に判断できるのかという懸念も示された<sup>※2</sup>。

事務局試案に対しては、2023年1月11日付けで大阪弁護士会の会長声明<sup>※3</sup>が発出されている。そこでは、対象事件が性犯罪に限定されていないことや、対象者も児童や被害者に限定されていないことが憲法37条

※2 法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会第11回会議議事録20頁の吉崎委員及び中川委員の発言（<https://www.moj.go.jp/content/001386057.pdf>）

※3 司法面接的手法による記録媒体の証拠能力に関する法制審議会刑事法（性犯罪）部会事務局試案についての会長声明（[https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2023/oba\\_spk-301.pdf](https://www.osakaben.or.jp/speak/db/pdf/2023/oba_spk-301.pdf)）

2項の証人審問権との緊張関係を生み、伝聞法則そのものを揺るがしかねないとの懸念に加えて、伝聞例外を認める要件としての「措置」について聴取主体を限定しておらず、通常取調べで遵守されるべき事項が指摘されているに過ぎないことなどの問題点が指摘されている。

### 4 ● 今後の展開

新たな伝聞例外を設けるにあたり、部会での議論は十分だったとは言えない。性犯罪者の被害者、特に児童に対する聴取のありかたについては、その供述特性に鑑みた配慮が必要であることは当然である。だからこそ、どのような仕組みであれば、刑事裁判を誤らず、かつ、心的負担に配慮できる方法が実現できるかが具体的に議論されるべきであった。それにもかかわらず、裁判官委員から示された複数の疑義や指摘に対してすらなんらの応答がされないまま要綱が採択されたことには大きな疑問がある。

答申を受けて、現在会期中の通常国会に改正法案が提出され、新たな伝聞例外規定は刑事訴訟法321条の3に置かれることになっている<sup>※4</sup>。特に司法面接的手法による記録媒体の証拠能力を認める刑事訴訟法改正が実現すると、我が国の司法手続に大きな影響をもたらすことになる。

この問題の本質を見極めた議論が国会でされるように注視していく必要がある。

※4 答申を受けて2023年3月14日付けで国会に提出された刑法・刑事訴訟法改正案は法務省HPで見ることができる（[https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12\\_00198.html](https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00198.html)）

自営業・フリーランスのみならずへ。  
あなたにもプラスも。

kokky

掛金はぜんぶ所得控除になるから、税金がおトク!  
わたしも入っています。速查

一生運もらえる年金を上乗せできます!  
国民年金基金

人生100年時代の“プラス年金”

プラス年金 日本弁護士国民年金基金

60歳以上65歳未満の方や海外居住されている方で、国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できます。※非居住者が支払った掛金は、所得控除対象外です。

資料請求・ご相談・お問い合わせは  
お気軽に今すぐこちらへ!

日本弁護士国民年金基金 03-3581-3739  
〒100-0013 東京都千代田区麹町1-1-3 弁護士会館14階 <http://www.bknk.or.jp/>